

○津山圏域資源循環施設組合職員特殊勤務手当支給条例施行規則

平成 2 7 年 2 月 2 0 日

津山圏域資源循環施設組合規則第 6 号

(目的)

第 1 条 この規則は、津山圏域資源循環施設組合職員特殊勤務手当支給条例（平成 2 7 年津山圏域資源循環施設組合条例第 4 号。次条において「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(準用)

第 2 条 条例の施行に関する事項については、津山市職員特殊勤務手当支給条例施行規則（平成 1 4 年津山市規則第 5 号）を準用する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。